

メディアスクーリング
法学(日本国憲法)
【第3回】

憲法の歴史 (2) — 憲法の変転

1 資本主義の行き詰まりと社会国家への転換 (19世紀末~20世紀初め)

・資本主義の発展 ⇒ 「資本主義の矛盾」の露呈 ⇒ 社会的・経済的弱者の発生 ⇒ 社会の不安定化 ⇒ マルクス主義の拡大 ⇒ 社会政策の実施 ⇒ 社会国家(積極国家・福祉国家)への転換

※社会国家 = 国家は、すべての国民に対して、人間に値する生存を保障すべきであり、そのためには積極的に市民社会に介入すべきであるとする国家像。

・社会国家 ⇒ { 政府による社会政策の実施 ⇒ 行政権の拡大
 経済活動の統制 ⇒ 資本主義の修正

・社会国家における憲法 ⇒ { 社会的・経済的弱者の保護
 経済的自由の制限

e.g. メキシコ憲法 (1917)

123条 1日の労働時間は8時間以内でなければならない。出産まで3ヶ月以内の女性を過度な肉体労働に従事させてはならない。同内容の労働に対しては、性別や国籍にかかわらず、同一の賃金が支払われなければならない。使用者及び労働者は、自らの利益を擁護するための結社を行う権利を有する。

ワイマール憲法 (1919)

151条① 経済生活の秩序は、すべての人に、人たるに値する生存を保障することを目指す、正義の諸原則に適合するものでなければならない。各人の経済的自由は、この限界内においてこれを確保するものとする。

日本国憲法 (1946)

25条① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
② 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

26条① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

27条① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
③ 児童は、これを酷使してはならない。

28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

2 行政国家の拡大 (20世紀半ば以降)

・社会国家化の進展 ⇒ 行政権の役割の拡大 ⇒ 行政国家の出現

※行政国家 = 行政権が国家運営の中心を担うようになった国家。

・社会国家・行政国家 ⇒ 近代立憲主義の変容

e.g. 議会の地位の低下、行政権の優位化、官僚主義の発生

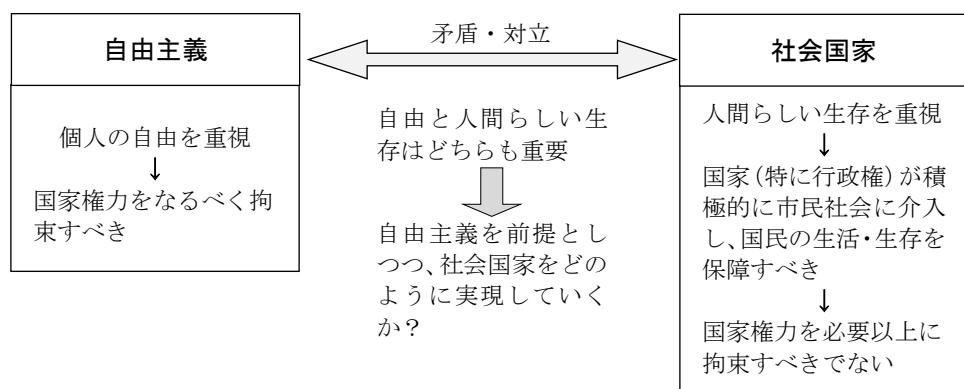
- 行政国家における憲法 ⇒ 行政権に対するコントロール強化の模索
 - e.g. 裁判所の違憲審査権の強化、議会の行政監督権の強化

※ただし、日本では行政権に対するコントロールはあまり進んでいない。

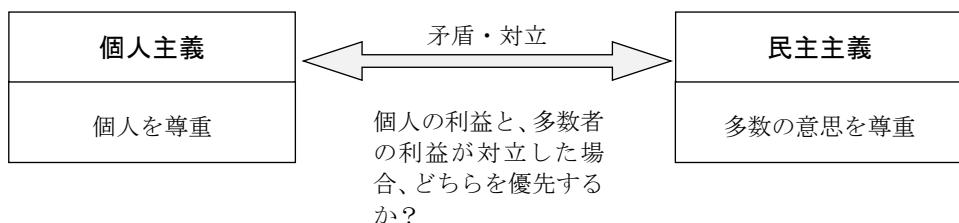
3 立憲主義の現代的課題

- 現代国家における立憲主義は、いずれも以下のような課題に直面している。

①自由主義と社会国家をどのように調和させるか

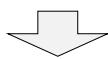


②個人主義と民主主義をいかに両立させるか



4 憲法のこれまでとこれから

- 18世紀：先進欧米諸国における憲法制定→立憲主義の成立



- 19世紀：新興近代国家における憲法の制定→立憲主義の拡大



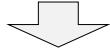
- 19世紀末～20世紀半ば：立憲主義の3つの危機

- ①資本主義の矛盾と社会的格差の拡大
- ②マルクス主義の広がり
- ③ファシズムの台頭

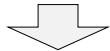
※ファシズム = マルクス主義の広がりに対抗するために、一党独裁や軍事独裁による国家運営を目指す思想や運動。イタリアで生まれ、第一次大戦後のドイツや日本に広がっていった。



- ・20世紀後半：自由国家型憲法から社会国家型憲法への転換（①への対応）
第二次世界大戦によるファシズム国家の解体（③への対応）
冷戦とその終結によるマルクス主義国家の沈滞（②への対応）



新興独立国家における憲法制定（※ただし、その実態は様々。）



- ・21世紀：立憲主義の現代的課題の露呈と西欧諸国の停滞、非立憲主義国家の台頭、権威主義・専制主義の拡大
⇒ 立憲主義のさらなる拡大か？ 立憲主義の衰退か？